

令和4年度 集団指導

児童系サービス【運営基準編】

川口市福祉部福祉監査課 指導第1係



対象サービス種別

【児童発達支援】

【放課後等デイサービス】

【保育所等訪問支援】



1 実地指導における主な指摘

- ・虐待防止等の措置に関すること
- ・従業員の配置に関すること
- ・運営規程・重要事項説明書等に関すること
- ・サービス提供の記録に関すること
- ・給付費の額に係る通知に関すること
- ・サービスの取扱方針（評価の実施）に関すること
- ・個別支援計画の作成等に関すること
- ・非常災害対策に関すること
- ・苦情解決に関すること

2 令和4年度以降に義務化される項目について

- ・身体拘束等の適正化の取組み（令和4年度から義務化）
- ・業務継続計画の策定（令和6年度から義務化）
- ・感染症の予防及びまん延防止のための措置（令和6年度から義務化）



実地指導における主な指導事項

【基本方針（一般原則）】

虐待防止等の措置

不適切な事例

- 虐待防止責任者を置いていない（選任していない）
- 従業員に対し、虐待防止等の研修を実施していない

- 1 虐待防止責任者の設置
- 2 従業員への研修の実施
- 3 虐待防止委員会の設置

令和4年度から
1～3が義務化



実地指導における主な指導事項

【人員に関する基準】

従業員の配置

不適切な事例

- 従業員の員数が基準を満たしていない
- 利用者数に応じた従業員を配置していない

○ 適正な人員配置の例 ※放課後等デイサービス 定員：10人（対象：主に重心以外）

必要職種	必要員数	備考
管理者	1人	原則として管理業務に従事する者
児童発達支援管理責任者	常勤1人以上	1人以上は専任かつ常勤
児童指導員又は保育士（※）	2人以上 （1人以上は常勤）	営業時間※を通じて 配置すること ※川口市の場合

※令和3年4月1日時点で指定を受けている事業所は、障害サービス経験者（2年以上障害サービスに係る業務に従事したもの）も含めることができる【令和5年3月31日まで】



実地指導における主な指導事項

【運営に関する基準】

運営規程・重要事項説明書等

不適切な事例

- 運営規程と重要事項説明書の内容に整合が取れていない
(営業日・営業時間、利用者負担額など)
- 運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の重要事項を
事業所に掲示等していない



重要事項の掲示について

掲示すべき内容

- ① 運営規程の概要
- ② 従業員の勤務体制
- ③ 協力医療機関
- ④ その他の重要事項（苦情受付の体制など）

※事業所内の利用者等が見やすい場所に、掲示又は備え付けていつでも自由に閲覧できるようにしてください。



実地指導における主な指導事項

【運営に関する基準】

サービス提供の記録

不適切な事例

- サービスを提供した際に、利用者（利用者の家族）から確認を受けていない
- 業務日誌を作成していない



実地指導における主な指導事項

【運営に関する基準】

給付費の額に係る通知等

不適切な事例

- 法廷代理受領により給付費を受け取った場合に、利用者に給付費の額を通知していない
- 通知書の内容に不備がある

※通知書に記載する項目

- ・ 通知日
- ・ サービス利用月
- ・ 給付費の受領日
- ・ 給付額 など

⇒通知書は、実際に給付費を受領した日以降に交付すること



実地指導における主な指導事項

【運営に関する基準】

サービスの取扱方針（評価の実施）

不適切な事例 ※児童発達支援及び放課後等デイサービス事業者のみ

- 自己評価及び保護者評価を実施していない
（新規指定後 1 年以内の実施）
- 自己評価結果等が公表されていない

【評価手順（参考）】



実地指導における主な指導事項

【運営に関する基準】

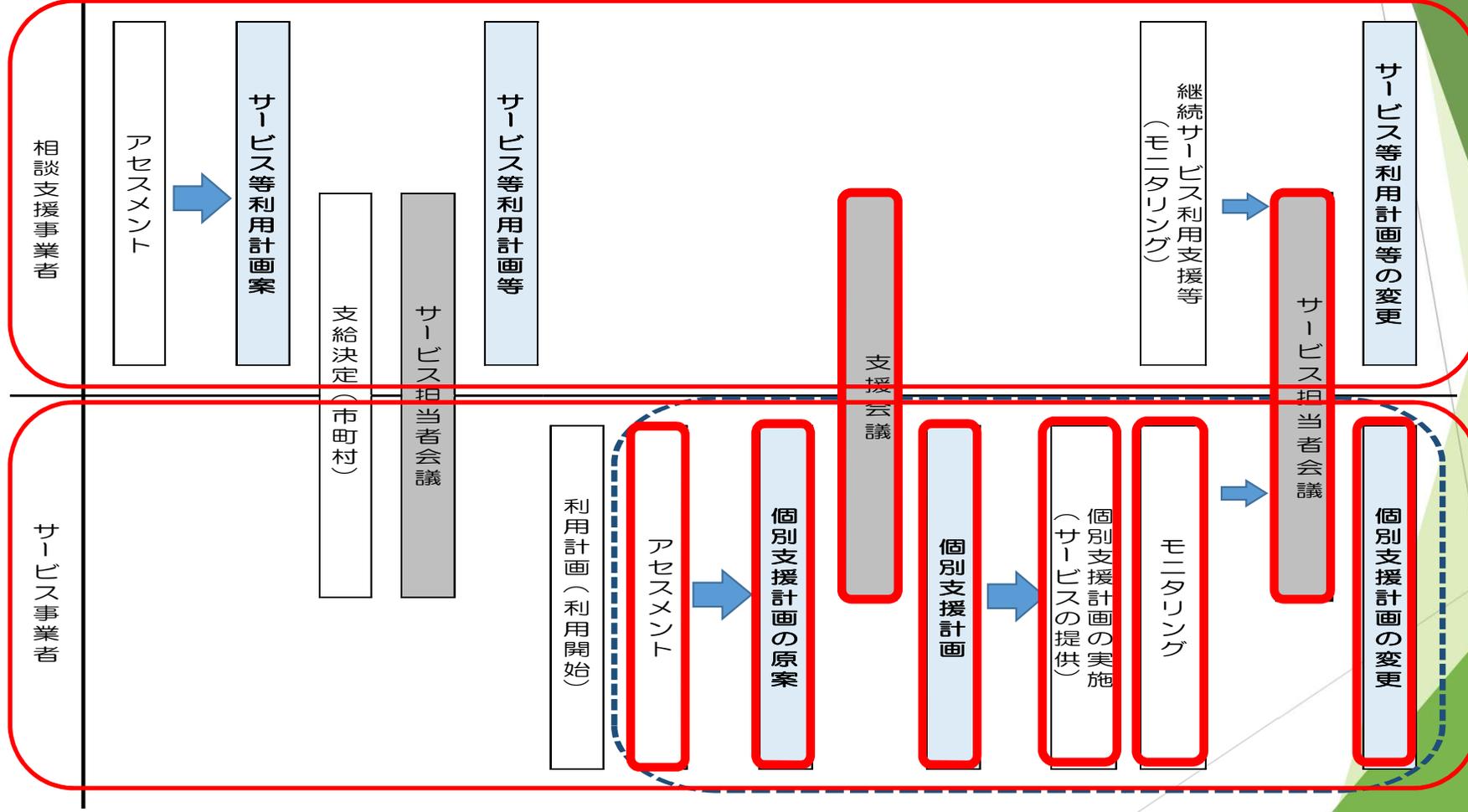
個別支援計画の作成等

不適切な事例

- 児童発達支援管理責任者による計画作成に係る業務が適切に行われていない
- 計画作成の見直しが適切に行われていない。



個別支援計画の作成について



【問題】

次の文章は、個別支援計画の作成に関する業務について説明したものです。

それぞれの文章は、正しい手続きといえるでしょうか？

1 児童発達支援管理責任者が多忙であったため、児童発達支援管理責任者以外の職員が個別支援計画を作成した。

保護者への説明は、児童発達支援管理責任者が行い、期限内に保護者から同意を得た。

2 ある利用者の個別支援計画が見直しの時期となったが、サービスの利用状況から、利用者の状態に特段の変化が見られなかったため、個別支援計画の見直しは延期することにした。



【解答】 いずれの場合も誤り

1 児童発達支援管理責任者が多忙であったため、**児童発達支援管理責任者以外の職員が個別支援計画を作成した。**
保護者への説明は、児童発達支援管理責任者が行い、期限内に保護者から同意を得た。

- ⇒ 児童発達支援管理責任者の業務
- ・ 個別支援計画の作成
 - ・ 作成した個別支援計画の利用者（保護者）への説明 など

2 ある利用者の個別支援計画が見直しの時期となったが、サービスの利用状況から、利用者の状態に特段の変化が見られなかったため、**個別支援計画の見直しは延期することにした。**

- ⇒ 個別支援計画の見直し
- ・ **個別支援計画の見直しは、6月に1回以上行う**
 - ・ モニタリングの結果を参考に利用者等に面接を行い、利用者の希望や目標を把握するアセスメントを実施する
 - ・ 見直しの結果、変更がなければ、その旨を記録しておく



実地指導における主な指導事項

【運営に関する基準】

非常災害対策について

不適切な事例

- 「非常災害対策計画」が作成されていない
- 消火訓練及び避難訓練等を年2回以上実施していない

※事業所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある

要配慮者利用施設に該当する場合

- ① 「避難確保計画」の作成
- ② 水害や土砂災害に対する訓練 が必要

【掲載場所】

川口市トップページ

→ 組織から探す → 福祉部 → 障害福祉課

→ 障害者施設・事業所等

→ 事故報告・危機管理・災害対応



実地指導における主な指導事項

【運営に関する基準】

苦情解決

不適切な事例

- 苦情受付担当者と苦情解決責任者が同一人物となっている
- 苦情を受け付けた場合に、その内容を記録していない

※苦情解決についての理想的な体制

- 受付担当者・・・ 職員のうち適当なもの
- 解決責任者・・・ 管理者、法人代表
- 第三者委員・・・ 社会福祉士、民生委員・児童主任委員 など

※第三者委員は、複数選任することが望ましい



令和4年度以降に義務化される項目について

【令和4年度から義務化】

- ・ 身体拘束等の適正化の取組み

【令和6年度から義務化】

- ・ 業務継続計画の策定
- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための措置



身体拘束等の適正化の取組み

運営基準

- ①身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する
ただし、②から④については令和5年4月から適用する

※赤字部分が追加された部分



身体拘束等の適正化の取組み

令和4年度から実施する必要がある取組み

①身体拘束適正化委員会を設置して体制を整備する
委員会を定期的を開催して、検討結果を従業員に周知徹底する

※委員会は少なくとも1年に1回は開催する。

②身体拘束等の適正化のための指針を整備する

以下の項目を盛り込むこと

- 1)身体拘束適正化に関する基本的な考え方
- 2)事業所内の組織に関する事項
- 3)職員研修に関する基本方針
- 4)報告方法等の方策に関する基本方針

5)発生時の対応に関する基本方針

6)指針の閲覧に関する基本方針

7)その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

③従業員に対し研修を定期的実施する

※研修は年1回以上実施する

⇒ ①～③の取組が実施されていないと

令和5年4月1日から減算となります



業務継続計画の策定 (令和6年度から義務化)

①感染症に係る業務継続計画を策定する

記載する項目

- 1) 平時からの備え (体制構築・整備 など)
- 2) 初動対応
- 3) 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携 など)

②災害に係る業務継続計画を策定する

記載する項目

- 1) 平常時の対応 (建物・設備の安全対策 など)
- 2) 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準 など)
- 3) 他施設及び地域との連携

③業務継続計画の内容に関する研修を実施する

➡業務継続計画の具体的内容を職員間で共有する

④業務継続計画の内容に沿った訓練 (シミュレーション) を実施する

➡事業所内の役割分担の確認、実践する支援の演習 など



感染症の予防及びまん延防止のための措置

(令和6年度から義務化)

①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する
委員会を設置・開催する

※構成メンバーの責務及び役割分担を明確にする
感染対策を担当する者を決める

②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する

※平常時と発生時の対応を規定する

③感染症の予防及びまん延の防止のための研修を実施する

➡感染対策の基礎的な知識の普及・啓発 など

④感染症の予防及びまん延の防止のための訓練(シミュレーション)
を実施する

➡感染対策をした上での支援の演習 など



ご視聴ありがとうございました。

